（その１）

収支報告書

平成30 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　しんせいさくみえのかい

1 政治団体の名称　新政策三重の会

2 主たる事務所の所在地　三重県鈴鹿市庄野共進1-4-23
（アパート・マンション名）

3 代表者の氏名　(姓) 芝　(名) 博一

4 会計責任者の氏名　(姓) 伊藤　(名) 直哉

事務担当者の氏名　(姓) 伊藤　(名) 直哉
（電話）　059-375-7755
（電話）
（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) 芝　(名) 博一

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) 芝　(名) 博一
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	(姓)　(名)
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	(姓)　(名)
公職の種類（現職・候補者の別）	

受付	会計	添付	複写	転記	
✓	✓	✓		✓	

受付 第　号 -1.5.31 三重県選挙管理委員会

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

(その２)

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	34,050,258
（前年からの繰越額）	5,049,241
（本年の収入額）	29,001,017
支　出　総　額	5,325,352
翌年への繰越額	28,724,906

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	1,020,350	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	27,980,648	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	29,000,998	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	29,000,998	

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
1件10万円未満のもの	19	
合　　計	19	

（その７）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
寄附者の氏名 （団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
この頁の小計	0				
その他の寄附	1,020,350				
合計	1,020,350				

（その７）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
民進党三重県参議院選挙区第1総支部	2,000,000	H30/1/25	三重県鈴鹿市庄野共進1-4-23	芝　博一	
民進党三重県参議院選挙区第1総支部	8,000,000	H30/2/22	三重県鈴鹿市庄野共進1-4-23	芝　博一	
民進党三重県参議院選挙区第1総支部	2,500,000	H30/4/5	三重県鈴鹿市庄野共進1-4-23	芝　博一	
民進党三重県参議院選挙区第1総支部	9,000,000	H30/4/25	三重県鈴鹿市庄野共進1-4-23	芝　博一	
民進党三重県参議院選挙区第1総支部	130,648	H30/7/30	三重県鈴鹿市庄野共進1-4-23	芝　博一	
民進党三重県参議院選挙区第1総支部	1,500,000	H30/7/30	三重県鈴鹿市庄野共進1-4-23	芝　博一	車輌金銭相当額
立憲民主党	550,000	H30/6/8	東京都千代田区平河町2-12-4ふじビル３F	枝野　幸男	
立憲民主党	1,000,000	H30/6/20	東京都千代田区平河町2-12-4ふじビル３F	枝野　幸男	
立憲民主党	550,000	H30/7/10	東京都千代田区平河町2-12-4ふじビル３F	枝野　幸男	
立憲民主党	550,000	H30/8/10	東京都千代田区平河町2-12-4ふじビル３F	枝野　幸男	
立憲民主党	550,000	H30/9/10	東京都千代田区平河町2-12-4ふじビル３F	枝野　幸男	
立憲民主党	550,000	H30/10/10	東京都千代田区平河町2-12-4ふじビル３F	枝野　幸男	
立憲民主党	550,000	H30/11/9	東京都千代田区平河町2-12-4ふじビル３F	枝野　幸男	
立憲民主党	550,000	H30/12/10	東京都千代田区平河町2-12-4ふじビル３F	枝野　幸男	
この頁の小計	27,980,648				
その他の寄附					
合計	27,980,648				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	850,202		
(2) 光熱水費	179,266		
(3) 備品・消耗品費	262,370		
(4) 事務所費	1,137,462		
小計	2,429,300	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	1,396,052		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	1,500,000		
小計	2,896,052	0	
合計	5,325,352		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電気料金	25,668	H30/5/21	中部電力株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1	
電気料金	33,864	H30/8/21	中部電力株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1	
電気料金	30,887	H30/9/25	中部電力株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1	
電気料金	25,063	H30/10/22	中部電力株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1	
電気料金	24,023	H30/11/21	中部電力株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1	
電気料金	27,761	H30/12/25	中部電力株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1	
水道料金	12,000	H30/10/30	有限会社矢田商事	三重県鈴鹿市庄野羽山2-1-38	
この頁の小計	179,266				
その他の支出	0				
合計	179,266				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
携帯電話	128,952	H30/12/25	ドコモショップ巣鴨駅前店	東京都豊島区巣鴨3丁目27-6	
この頁の小計	128,952				
その他の支出	133,418				
合計	262,370				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
自動車税	58,000	H30/5/21	三重県自動車税事務所	三重県津市桜橋3-446-34	
郵便料金	18,944	H30/8/21	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
電話料金	16,391	H30/8/21	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-2-1	
事務所家賃	110,000	H30/8/27	有限会社矢田商事	三重県鈴鹿市庄野羽山2-1-38	
コピー機リース料	11,016	H30/9/3	シャープファイナンス株式会社	大阪府大阪市中央区安土町2-3-13	
ドメインサービス	10,800	H30/9/14	株式会社アトムシステム	愛知県安城市新明町28-4	
郵便料金	17,760	H30/9/14	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
電話料金	11,808	H30/9/20	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-2-1	
事務所家賃	110,000	H30/9/26	有限会社矢田商事	三重県鈴鹿市庄野羽山2-1-38	
郵便料金	18,352	H30/10/10	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
電話料金	11,983	H30/10/22	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-2-1	
事務所家賃	110,000	H30/10/26	有限会社矢田商事	三重県鈴鹿市庄野羽山2-1-38	
電話料金	11,728	H30/11/20	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-2-1	
事務所家賃	110,000	H30/11/26	有限会社矢田商事	三重県鈴鹿市庄野羽山2-1-38	
郵便料金	26,640	H30/11/26	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
この頁の小計	653,422				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
電話料金	11,838	H30/12/20	NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-2-1	
火災保険	16,610	H30/12/22	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1-26-1	
事務所家賃	110,000	H30/12/26	有限会社矢田商事	三重県鈴鹿市庄野羽山2-1-38	
自動車保険	206,340	H30/12/26	東京海上日動自動車保険株式会社	東京都多摩区鶴牧2-1-1	
郵便料金	21,312	H30/12/26	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
この頁の小計	366,100				
その他の支出	117,940				
合計	1,137,462				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				行事・会議費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会合食事代	16,632	H30/5/21	板前寿司離れ個室赤坂店	東京都港区赤坂3-8-17	
会合お茶代	12,000	H30/5/24	雅製茶	三重県鈴鹿市山本町1900-2	
会合食事代	26,628	H30/8/28	板前寿司離れ個室赤坂店	東京都港区赤坂3-8-17	
会合食事代	25,585	H30/8/24	御料理 綾	三重県津市新町1-11-22	
会合食事代	10,220	H30/9/18	新宿総本店	東京都新宿区歌舞伎町2-36-3	
会合食事代	24,730	H30/11/1	とらふぐ亭赤坂店	東京都港区赤坂3-6-7	
会合お茶代	12,000	H30/12/24	雅製茶	三重県鈴鹿市山本町1900-2	
会合食事代	72,000	H30/12/27	はな房	三重県津市乙部28-1	
この頁の小計	199,795				
その他の支出	91,413				
合計	291,208				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				旅費交通費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
航空券代	183,910	H30/6/~~20~~23	全日空空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	
ガソリン代	10,189	H30/9/10	株式会社百五ディーシーカード	三重県津市栄町3丁目123-1	
ガソリン代	10,091	H30/10/10	株式会社百五ディーシーカード	三重県津市栄町3丁目123-1	
航空運賃	46,780	H30/10/26	日本航空株式会社	東京都品川区東品川二丁目4番11号野村不動産天王洲ビル	
ガソリン代	10,201	H30/11/12	株式会社百五ディーシーカード	三重県津市栄町3丁目123-1	
この頁の小計	261,171				
その他の支出	562,143				
合計	823,314				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				渉外費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会費・ゴルフプレー代	30,330	H30/4/16	鈴峰ゴルフ倶楽部	三重県鈴鹿市伊船町151-4	
会費	15,000	H30/8/24	奥村仁氏祝賀会事務局	三重県四日市市浜田町4-15	
セミナー会費	20,000	H30/9/~~16~~21	東海21世紀フォーラム	三重県桑名市長島町押付平島356	
セミナー会費	20,000	H30/9/~~18~~21	たち直人政経セミナー	三重県三重郡菰野町潤田533-2	
自治会費	15,000	H30/11/6	庄野共進3丁目自治会	三重県鈴鹿市庄野共進3-1-17	
会費	50,000	H30/12/20	日本労働組合総連合会三重県連合会	三重県津市栄町1-891	
会費	12,000	H30/12/26	在日本大韓民国民団三重県本部	三重県津市西丸之内24-33	
この頁の小計	162,330				
その他の支出	119,200				
合計	281,530				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		９．その他の経費	
				車輌金銭相当額	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
金銭以外のものによる寄付相当分	1,500,000	H30/7/30	民進党三重県参議院選挙区第1総支部	三重県鈴鹿市庄野共進1-4-23	
その他の支出	0				
合計	1,500,000				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☑	□	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分	エ　取得の価額が100万円を超える動産
摘　　要	金　　額	年月日	備　　考
自動車	1,500,000	H30/7/30	1台

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和1年　5月　20日

政治団体の名称　新政策三重の会

会計責任者の氏名　伊藤　直哉　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和元年５月13日

新政策三重の会
代表　芝　博一 殿

登録政治資金監査人 [redacted]

登　録　番　号　　第2278号

研修修了年月日　　平成21年２月20日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、新政策三重の会の平成30年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、新政策三重の会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

新政策三重の会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、新政策三重の会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　　上